

令和5年高島市教育委員会
第1回定例会議事日程

日 時 令和5年1月27日(金)
午前10時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和4年第12回定例会会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事
 日程第1 議第1号 高島市立学校の就学指定校の変更および区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正する告示案
5. 今後の日程

議第 1 号

高島市立学校の就学指定校の変更および区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正する告示案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 月 2 7 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市立学校の就学指定校の変更および区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正する告示

高島市立学校の就学指定校の変更および区域外就学に関する取扱要綱（平成 1 9 年高島市教育委員会告示第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

7	その他特別な理由があると教育委員会が認めたとき	教育委員会が必要と認める期間
---	-------------------------	----------------

高島市立学校の就学指定校の変更および区域外就学に関する取扱要

綱新旧対照表

現 行	改 正 案
別表第2（第5条関係） 【別記1 参照】	別表第2（第5条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

現 行

	区域外就学の理由	承認の期限
1	小学校6年生年度途中または中学校3年生年度途中の転居	卒業まで
2	学期途中の転居	学期末まで
3	両親が共働きまたはひとり親家庭等で帰宅時において保護者またはそれに代わる家族がない場合	理由が解消するまで 年度ごとに更新
4	住宅の新改築または転居予定等により、一時的に通学区域外から通学する場合、または住民票の先行異動による場合	年度末まで 学期ごとに更新
5	家庭的な事情や不登校・いじめに関する事情、健康上または身体的な理由による場合	理由が解消するまで 年度ごとに更新
6	特別な家庭事情により現居住地に住民登録ができない場合	理由が解消するまで 年度ごとに更新

改 正 案

	区域外就学の理由	承認の期限
1	小学校6年生年度途中または中学校3年生年度途中の転居	卒業まで
2	学期途中の転居	学期末まで
3	両親が共働きまたはひとり親家庭等で帰宅時において保護者またはそれに代わる家族がない場合	理由が解消するまで 年度ごとに更新
4	住宅の新改築または転居予定等により、一時的に通学区域外から通学する場合、または住民票の先行異動による場合	年度末まで 学期ごとに更新
5	家庭的な事情や不登校・いじめに関する事情、健康上または身体的な理由による場合	理由が解消するまで 年度ごとに更新
6	特別な家庭事情により現居住地に住民登録ができない場合	理由が解消するまで 年度ごとに更新
7	<u>その他特別な理由があると教育委員会が認めたとき</u>	<u>教育委員会が必要と認める期間</u>